

高知県の人権について

高知県人権尊重の社会づくり条例第2条第2項
に規定する人権に関する実態の公表

令和4年10月

高 知 県

目次

高知県の人権について（人権に関する実態の公表）	1
人権全般	
1 人権尊重に向けた取組	1
2 人権啓発に関する主な取組	2
3 教育での取組	4
同和問題	
1 現状	6
2 課題	6
3 相談件数・対応件数	6
4 人権侵害の事例と対応	7
5 人権尊重への主な取組	7
女性	
1 現状	9
2 課題	9
3 相談件数・対応件数	9
4 人権侵害の事例と対応	10
5 人権尊重への主な取組	11
子ども	
1 現状	13
2 課題	13
3 相談件数・対応件数	13
4 人権侵害の事例と対応	14
5 人権尊重への主な取組	16
高齢者	
1 現状	18
2 課題	18
3 相談件数・対応件数	18
4 人権侵害の事例と対応	19
5 人権尊重への主な取組	19
障害者	
1 現状	22
2 課題	22
3 相談件数・対応件数	22
4 人権侵害の事例と対応	24
5 人権尊重への主な取組	24

高齢者・障害者（共通）

I 日常生活自立支援事業

1 現状.....	26
2 課題.....	26
3 相談件数・対応件数.....	26
4 人権侵害の事例と対応.....	26
5 人権尊重への主な取組.....	26

II 成年後見制度

1 現状.....	28
2 課題.....	28
3 人権尊重への主な取組.....	28

H I V感染者等

I エイズ患者・H I V感染者等

1 現状.....	29
2 課題.....	29
3 相談件数・対応件数.....	29
4 人権侵害の事例と対応.....	30
5 人権尊重への主な取組.....	30

II ハンセン病元患者等

1 現状.....	30
2 課題.....	30
3 相談件数・対応件数.....	31
4 人権侵害の事例と対応.....	31
5 人権尊重への主な取組.....	31

III 新型コロナウイルス感染者等

1 現状.....	31
2 課題.....	32
3 相談件数・対応件数.....	32
4 人権侵害の事例と対応.....	32
5 人権尊重への主な取組.....	32

外国人

1 現状.....	34
2 課題.....	34
3 相談件数・対応件数.....	34
4 人権侵害の事例と対応.....	35
5 人権尊重への主な取組.....	35

犯罪被害者等	
1 現状	37
2 課題	37
3 相談件数・対応件数	38
4 人権侵害の事例と対応	38
5 人権尊重への主な取組	39
インターネットによる人権侵害	
1 現状	42
2 課題	42
3 相談件数・対応件数	42
4 人権侵害の事例と対応	43
5 人権尊重への主な取組	43
災害と人権	
1 現状	45
2 課題	45
3 相談件数・対応件数	45
4 人権侵害の事例と対応	46
5 人権尊重への主な取組	46
性的指向・性自認	
1 現状	49
2 課題	49
3 相談件数・対応件数	49
4 人権侵害の事例と対応	49
5 人権尊重への主な取組	49
その他の人権課題	
I 刑を終えて出所した人	
1 現状	50
2 課題	50
3 相談件数・対応件数	50
4 人権侵害の事例と対応	50
5 人権尊重への主な取組	51
II ハラスメント問題	
1 現状	51
2 課題	52
3 相談件数・対応件数	52
4 人権侵害の事例と対応	52

5 人権尊重への主な取組.....	52
参考：人権に関する相談窓口など.....	54

高知県の人権について（人権に関する実態の公表）

私たちの社会には、児童虐待やいじめ、様々なハラスメント、インターネット上での誹謗中傷^{ひぼう}や悪質な書き込みなどの人権問題が存在しています。

また、最近では新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷や差別もみられています。

こうした人権問題を解決するためには、学校教育や社会教育をはじめ、あらゆる機会を通じた人権教育・啓発を推進することにより、県民一人ひとりが人権について正しい認識と理解を深めていける十分な環境を整えることが必要です。

このため、県民の方々に身近に存在している人権問題に気付いていただくことを目的に、毎年高知県人権施策基本方針に掲げる同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、H I V感染者等、外国人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、災害と人権、性的指向・性自認、その他の人権課題について、課題や相談・対応件数、人権尊重への取組などをとりまとめ、高知県人権・男女共同参画課のホームページで公表しています。

人権全般

1 人権尊重に向けた取組

高知県人権尊重の社会づくり条例

同和問題をはじめとするあらゆる人権に関する問題への取組を推進し、真に人権が尊重される社会づくりに寄与することを目的として、平成 10 年 3 月に「高知県人権尊重の社会づくり条例」を制定しました。

高知県人権施策基本方針

あらゆる人権問題の解決に向けて、人権教育・啓発の推進や個別の人権課題ごとの推進方針などを定めた「高知県人権施策基本方針」を平成 12 年 3 月に策定しました。この基本方針は社会状況の変化に伴う人権課題に対応していくため、平成 26 年 3 月に第 1 次改定を、平成 31 年 3 月には第 2 次改定を行いました。

第 2 次改定では、県民に身近な個別の人権課題に「性的指向・性自認」を加えるなどの見直しを行い、人権施策の取組を更に進めています。

なお、基本方針の改定は 5 年ごとに行うこととしています。

人権に関する県民意識調査

人権についての県民の意識を把握し、今後の人権施策を推進していくうえでの基礎資料とすることなどを目的として、平成 14 年度、平成 24 年度、平成 29 年度に「人権に関する県民意識調査」を実施しました。

この調査は、5 年ごとに実施していくこととしています。平成 29 年度の調査は、18 歳以上の県民 3,000 人を対象に実施し、その結果を人権・男女共同参画課ホームページで公表しています。

2 人権啓発に関する主な取組

「人権週間」広報啓発事業（人権啓発フェスティバル開催事業）

開催日：令和 3 年 11 月 16 日～令和 4 年 2 月 28 日

内 容：・特設 WEB サイト開設

（マンガで知る人権のこと、人権紙芝居の読み聞かせ動画、人権メッセージ動画・人権啓発ムービー、人権に関する相談窓口）

・マスメディアによる広報

（テレビ CM、ラジオ CM、「人権週間」新聞広告）

・SNS 等による広報

（Facebook、Instagram、Youtube）

・その他の広報

（人権マンガパネル展示、サイネージ広告、電車広告、インターネット広告）

人権啓発研修企業リーダー養成講座開催事業

ヒューマンパワー育成講座 1 講座 視聴回数 56 回（オンデマンド研修）

ハートフルセミナー 4 講座 延べ 363 人

人権啓発センター情報発信事業

・季刊誌「こころんだより」の発行 年 4 回：各 8,000 部



講師派遣事業

自治体や企業等各種団体が行う人権啓発研修等に人権啓発センター所属講師を派遣

研修回数：690回 受講者数：6,309人

(人権全般をテーマとした研修585回、受講者3,160人)

人権ふれあい支援事業

民間団体が自主的に企画立案し、県民の人権意識の向上を目的として実施する事業への助成

支援団体数：3団体 支援額(合計)：160千円

人権啓発電車・バス・列車運行事業

・人権啓発電車

とさでん交通電車 1両

①掲出期間：令和3年6月20日～7月20日、

②掲出期間：令和3年10月10日～12月10日

・バス車内広告(とさでん交通バス 20台)

①掲出期間：令和3年6月20日～7月20日

②掲出期間：令和3年11月10日～12月10日

・鉄道の車内中吊り広告

土佐くろしお鉄道 6両

掲出期間：令和3年11月27日～令和3年12月10日

・土佐くろしお鉄道の駅舎内への掲示

①掲出期間：令和3年7月6日～7月19日 7駅

②掲出期間：令和3年11月27日～12月10日 13駅

・高知駅コンコース広告(J・ADビジョン(電子看板))

①掲出期間：令和3年7月5日～7月18日

②掲出期間：令和3年11月29日～12月12日

スポーツ組織と連携・協力した人権啓発活動事業

・冠協賛試合(高知ファイティングドッグスvs徳島インディゴソックス)

開催日：令和3年9月22日(水)

内容：球場入り口付近で着ぐるみでの人権啓発、観客席のスペースで人権啓発横断幕とのぼり旗を掲げPR、人権啓発物品の配布等



冠協賛試合(高知ファイティングドッグスvs徳島インディゴソックス)

来場者：195人

・冠協賛試合（高知ユナイテッドSC vs 鈴鹿ポイントゲッターズ）

開催日：令和3年12月5日（日）

内容：場内アナウンスによる人権啓発、
試合中はピッチ近くに横断幕を掲
げPR、人権啓発物品の配布等

来場者：518人



冠協賛試合（高知ユナイテッドSC
vs 鈴鹿ポイントゲッターズ）

「高知県の人権に関する実態」の公表

令和3年10月

3 教育での取組

学校教育や社会教育をはじめ、あらゆる機会を通じた人権教育・啓発を推進することにより、県民一人ひとりが人権について正しい認識を深めるとともに、人権感覚を高めていける環境を整えることが必要です。

そのために、令和2年3月に改定した高知県人権教育推進プランに基づき、人権が尊重された学校づくりへの支援、教職員や市町村担当者への研修等を実施しました。

また、いじめ問題の解決に向けて、人権尊重の意識が確立されるよう学校での教育や保護者等への啓発、教育相談の充実等の取組を実施しました。

人権教育主任連絡協議会

5回 参加者 294人（オンラインに変更して実施）

人権作文コンテスト募集事業

応募総数 104校

取組総数 6,329編

※ 法務局、人権啓発センター、県教育委員会の共催で行い、広報活動や啓発活動にも役立てています。

人権教育研究推進事業

人権教育研究指定校事業：幡多農業高等学校、香南市立香我美中学校、
中土佐町立久礼小学校

高知県教育委員会人権教育担当指導主事等による、学校・PTA等への人権教育 研修への支援

38回

高知夢いっぱいプロジェクト推進事業

- ・夢・志を育む学級運営のための実践研究事業
推進地域：3市町（拠点校2小学校、1中学校）
推進校：1小学校
- ・魅力ある学校づくり調査研究事業
推進地域：1市（拠点校区1中学校区）
- ・学校活性化・安定化実践研究事業
推進校：2小学校

スクールカウンセラー等活用事業

全公立小・中・高・特別支援学校に配置

スクールソーシャルワーカー活用事業

全市町村・学校組合に配置 全県立学校に配置

同和問題

1 現状

同和問題は、人間として幸せに生きる権利や自由（居住及び移転の自由、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、結婚の自由など）を、そこに生まれたというただそれだけの理由（本人には責任のないこと）によって侵害され、経済的・社会的・文化的な不利益を受けてきた問題です。

また、インターネットの掲示板などへの差別の助長につながる書き込みや、「部落地名総鑑」復刻版の内容がインターネット上で公開されるといった事案も発生しています。

こうしたことから「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成 28 年 12 月に施行され、この法律に基づき国は部落差別の実態に係る調査を行いました。（令和 2 年 6 月公表）

2 課題

同和問題に対する正しい認識や理解が十分でないことなどを原因とした差別意識が依然として残っています。（以下、上記国の実態調査より）

- ・インターネット上での差別的な書き込みが増加傾向にある。
- ・国民の正しい理解が進む一方で、心理面における偏見、差別意識は依然として残る。
- ・インターネット上で部落差別関連情報を閲覧した者の一部には差別的な動機がうかがわれる。

3 相談件数・対応件数

令和 3 年度に県人権・男女共同参画課が受け付けた同和問題に関する差別事象については発言が 2 件、ネットが 2 件でした。また、同和問題に関しての相談はありませんでした。

同和問題に関する差別事象の受付件数

単位：件

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
発言	4	1		1	2
落書			1	1	
書簡	1				
表記					
ネット			2	1	2
合計	5	1	3	3	4

※書簡：葉書、封書による差別文書

表記：紙片等に記された差別文書、落書き

ネット：インターネット上に設けられた電子掲示板

インターネット上の差別的な書き込みへの対応

県人権・男女共同参画課ではインターネット上での同和問題に関する差別を助長する書き込みについては、サイト管理者に対して削除を依頼しており、令和3年度は計22件の書込と1件のスレッドと1つのアカウントについて削除を依頼しました。

4 人権侵害の事例と対応

差別事象事例（令和3年度中に県人権・男女共同参画課に連絡があったもの）

電話：県内の自治体に、「住宅を購入する予定だが、その場所が部落ではないか知りたい」と電話があった。

対応：「そうしたことには回答できない」と伝え、同和問題に対して正しい知識を持つよう説明した。

5 人権尊重への主な取組

同和問題の解決に向けた取組を通して、人権尊重の意識が確立されるよう、あらゆる機会を通じた効果的な教育・啓発を実施しました。

第48回「部落差別をなくする運動」強調旬間啓発事業

- ・強調旬間啓発事業

講演：「部落問題の現在とこれから - 部落差別解消推進法をふまえて -」

講師：内田 龍史 氏（関西大学社会学部教授）

開催日：令和3年7月15日（木）

場所：高知会館

参加者：125人

- ・新聞広告、ポスターの掲示、電車内広告



人権啓発シリーズ新聞掲載事業

タイトル：「岐路に立つ部落差別認識」

関西大学社会学部教授 内田 龍史 氏

掲載日：令和3年6月17日（木）

第48回「部落差別をなくする運動」強調旬間講演会チラシ

講師派遣事業

- ・「同和問題」をテーマとした研修：59回

受講者数：2,316人

女性

1 現状

女性に対する人権侵害の中でも、夫（元夫含む）や同棲相手等の身近な人からの暴力、いわゆるドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence・DV）は、女性の人権を著しく侵害するものの一つで、なくすべき重要な課題です。

女性に対する暴力の背景には、「男性優遇」「女は男に従うべき」という旧来の社会通念や男女の経済的格差（「妻を養ってやっている」との思い）など、さまざまな理由が絡み合っていますが、いかなる理由でも暴力は許されるものではありません。

県では、平成15年に「高知県男女共同参画社会づくり条例」を制定するとともに、「こうち男女共同参画プラン」や「高知県DV被害者支援計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて啓発や人材育成など、さまざまな取組を行ってきました。

これらの取組の結果、令和元年度に実施した「男女共同参画社会に関する県民意識調査」では、過去の調査結果と比較して、県民のDVに対する意識の高まりが見られましたが、依然多くのDVに関する相談が女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）や、こうち男女共同参画センター「ソーレ」に寄せられています。

2 課題

これらの暴力の被害者の多くは女性であり、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、男女差別意識や性別役割分担意識、男女間の経済格差等のさまざまな要因により長年解決されず、今日に至っています。

3 相談件数・対応件数

女性相談支援センターやこうち男女共同参画センター「ソーレ」に寄せられる相談及び一時保護においてDV関係が最も高い割合となっています。

（1）女性の悩みごと等の相談

女性相談支援センター及びこうち男女共同参画センター「ソーレ」では、女性から寄せられるさまざまな悩みごと等の相談に対応しています。

女性の悩みごと等の相談件数

単位：件

		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
女性相談支援センター	相談件数	1,123	1,181	1,213	1,197	1,020
	うちDV関係	404	445	547	474	290
	割合	36.0%	37.7%	45.1%	39.6%	28.4%
こうち男女共同 参画センター 「ソーレ」	相談件数	1,733	2,225	2,112	2,370	2,066
	うちDV関係	106	101	101	67	55
	割合	6.1%	4.5%	4.9%	2.8%	2.6%

※国への実績報告のため、女性相談支援センターは実人数でカウントしている
 ※ソーレは実際に対応した件数が分かるよう、延べ件数でカウントしている

(2) DV被害者や行き場のない女性の緊急保護や自立支援

女性相談支援センターでは、DVや経済的な困窮等の理由により、行き場のない女性を緊急に保護したり、自立に向けた支援等を行っています。

保護・支援実績

単位：人

		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
県の一時保護所	保護人数	93	86	99	59	34
	うちDV関係	74	72	92	50	27
	割合	79.6%	83.7%	92.9%	84.7%	79.4%
県の自立支援施設	入所人数	7	5	0	1	2
	うちDV関係	3	2	0	1	1
	割合	42.9%	40.0%	0%	100%	50.0%

※ 人数には要保護女性の同伴児（者）を含む

4 人権侵害の事例と対応

事例

- ・夫が生活費を入れてくれず、そのことを話すと、ものを投げたり、壁を壊したり、引きずり回されたりする。
- ・夫から「親姉妹や友人等との関係を絶って、つきあうな」などと強要され、携帯電話を毎日チェックされる。
- ・内縁の夫から、仕事の関係で男性と話をしたり飲み会に行ったというだ

けで、仕事を辞めろと命令される。

- ・親が、娘の口座の通帳やキャッシュカードを取り上げ、給与も管理し、週に1万円しか渡さない。

対応

- ・電話や来所での相談を受け、相談者の立場に立って一緒に問題の解決に取り組んだ。
- ・問題解決に当たっては、被害者自らが選択・決定するために無料法律相談や福祉制度などの必要な情報を提供し、適切な助言を行った。
- ・DV被害者等、危険性の高いケースでは「保護命令」について説明し、保護命令申立に当たっては手続の支援を行った。
- ・被害者に対し安全な場所への避難を勧め、一時保護の必要なケースは保護を行った。

5 人権尊重への主な取組

県民のDVに対する意識を高めるための啓発活動のほか、DV被害者の早期発見・早期対応に向けた相談窓口の周知等にも取り組んでいます。

(1) 女性の人権やDV問題に関する県民への啓発

講演会

- ・DV防止啓発講演会（ソーレ、高知地方法務局、高知県人権擁護委員連合会、高知県女性保護対策協議会の共催）

テーマ：「「非常時」に浮かび上がるDVや虐待、性暴力」

講師：^{きたなか}北仲 ^{せんり}千里 氏

NPO 法人全国女性シェルターネット

共同代表／広島大学ハラスメント相談室

准教授

開催日：令和3年11月7日（日）

場 所：こうち男女共同参画センター「ソーレ」

参加者：139人【会場59人 オンライン80人】

市町村・地域での研修等への講師派遣

- ・ソーレサポーター講師派遣 12件（15回）
- ・ソーレ職員派遣 6件（6回）
- ・県内・県外講師派遣 2件（2回）

その他 広く県民を対象とした啓発

- ・女性団体等への助成事業 ソーレえいど事業（4団体）
- ・ソーレ情報誌（4回）、ソーレメルマガ(12回)、啓発パネル貸出（6件）
- ・県内6クラブの国際ソロプチミストや女性保護対策協議会等の民間女性支援団体と連携した啓発・広報活動（啓発物の作成・配布、啓発のぼり旗の設置等）
- ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）に合わせた、高知城のパープルライトアップ（11月12日、13日）
- ・県広報媒体（広報紙・ラジオ等）を活用した広報の実施
- ・公共交通機関（路線バス）車内及びバス待合所へのポスター掲示（バス40台及び待合所3か所、2週間）

（2）DV被害者支援関係団体との連携強化

- ・県内5ブロックでのDV関係機関連絡会議の開催（令和3年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため開催中止）

人権啓発シリーズ新聞掲載事業

タイトル：「『他者も自分』の想像力を」

高知大学男女共同参画推進室長 ひろせ 廣瀬 じゅんいち 淳一 氏

掲 載 日：令和3年7月24日（土）

講師派遣事業

- ・「女性」をテーマとした研修：3回
受講者数：240人

子ども

1 現状

児童福祉法においては、子どもが権利の主体であることが位置づけられ、本県においても、子どもの健やかな成長発達を支援する体制づくりや、子どもの権利擁護の取組等を進めています。

2 課題

しかしながら、少子化や核家族の進行、家庭・地域での子ども同士のふれあいの機会が減少するなど、子どもと家庭を取り巻く環境の変化に伴い、非行、いじめ、児童虐待、体罰など、さまざまな問題が深刻化しており、その早急な解決が求められています。

3 相談件数・対応件数

(1) 児童虐待相談件数の概要

令和3年度の児童虐待受付件数は、令和2年度の799件から655件に、また、相談受理後に調査し、虐待と認定し対応した件数についても583件から452件と減少していますが、依然として高止まりの状況です。

児童相談所における児童虐待相談件数及びその内訳

単位：件

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
受付件数	453	595	697	799	655
対応件数	326	420	458	583	452
全国の対応件数	133,778	159,838	193,780	205,044	207,659

※対応件数は、相談受理後に調査し、虐待と認定し対応した件数

対応件数452件の虐待種別については、「心理的虐待」が266件（58.9%）で最も多く、次いで「身体的虐待」が111件（24.6%）、「保護者の怠慢等（ネグレクト）」が68件（15.0%）でした。

また、主たる虐待者は、「両親」が218件（48.2%）で最も多く、次いで「実母」が104件（23.0%）、「実父」が91件（20.1%）でした。

令和3年度 対応件数の内訳

項目		件数	割合	項目		件数	割合
相談経路	学校等	23	5.1	虐待種別	身体的虐待	111	24.6
	市町村機関	29	6.4		保護の怠慢等	68	15.0
	家族・親戚	34	7.5		心理的虐待	266	58.9
	警察等	279	61.7		性的虐待	7	1.5
	その他	87	19.3				
主たる虐待者	両親	218	48.2	被虐待児の年齢構成	0～3歳未満	85	18.8
	実母	104	23.0		3歳～学齢前	98	21.7
	実父	91	20.1		小学生	159	35.2
	実父以外の父親	21	4.7		中学生	74	16.4
	その他	18	4.0		高校生・その他	36	7.9

(2) 県内の国公立学校におけるいじめの認知件数（児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査〈文部科学省〉）

県内の国公立学校における令和3年度のおいじめの認知件数は3,672件で、令和2年度と比べて74件減少しました。

県内の国公立学校におけるいじめの認知件数

単位：件

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
小学校	1,314	2,328	2,645	2,725	2,698
中学校	502	717	781	653	596
高等学校	315	346	376	329	322
特別支援学校	40	35	53	39	56
計	2,171	3,426	3,855	3,746	3,672

4 人権侵害の事例と対応

児童虐待とは

児童虐待は、子どもに対する最も重大な権利侵害であり、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次世代に引き継がれるおそれもあります。子どもに関わる全ての人が常にこうした認識に立ち、「子どもの権利擁護」を図ることが必要です。また児童虐待は、家庭内におけるしつけとは明確に異なり、懲戒権などの親権によって正当化されるものではなく、体罰の禁止についても法で規定されています。

児童虐待は、保護者等が子どもに対して次のような行為等を行うことを言います。

a 身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、熱湯をかける、たばこによる火傷、戸外に閉め出す、一室に閉じ込めるなどの行為。

(事例) 保護者が、約束していた部屋の片付けができておらず、理由を問うが黙っているため、ほおや腕をつねった。その箇所が青くなっていた。

(対応) 保護者に対して、子どもに苦痛を与えるやり方は虐待にあたることを説明。子どもの発達に応じた対応をともに考え、適切な対応について保育園の先生と相談し、子どもへの伝え方を工夫できるようになった。

b ネグレクト（保護の怠慢等）

小さい子どもを家に残して外出する、食事を与えない、衣服を着替えさせない、不潔な環境の中で生活させる、病気なのに受診させない、パチンコに熱中して子どもを自動車内に放置するなどの行為。

(事例) 小学生低学年の児童に、幼児の見守りを任せて外出。子どもだけになるため、危険と思い、外から鍵をかけた。

(対応) 児童2人だけで過ごすことは年齢的に無理があること、外からの施錠は火事など万一の事態が起きても対応できず、危険であることを提示。外出時は祖父母の協力を得、児童だけにしないこととした。

c 心理的虐待

大声や脅しなどで恐怖に陥れる、無視や拒否的な態度をとる、著しくきょうだいを差別する、自尊心を傷つける言葉を繰り返し使って傷つ

ける、子どもがドメスティック・バイオレンスを目撃するなどの行為。

(事例) 父母双方が殴る、蹴るなどの暴力を伴う夫婦喧嘩を行った。母がけがをしたため、子どもが怖くなって警察に通報した。

(対応) 父母に、子どもの面前での夫婦喧嘩等が虐待に当たることや虐待が子どもの心身に将来にわたり悪影響を及ぼす可能性を伝え、父母で改善のための話し合いを行ってもらった。

d 性的虐待

子どもへの性交、性的行為を行う(教唆^{きょうさ}を含む)、子どもの性器を触る又は性器を触らせる、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体などにするなどの行為。

(事例) 母の内縁男性が、子どもに対して性的な行為を行った。

(対応) 内縁男性は監護者わいせつ罪で逮捕された。母は動揺しつつも子どもを心配し、落ち込む様子が見られた。今後、内縁男性と子どもを接触させないことや、子どもを守ることを母に約束させ、子どもに対しては心理的ケアを継続していくこととした。

いじめの状況

高知県公立学校における令和3年度のいじめの認知件数は3,619件で、令和2年度と比べて88件減少しました。

いじめの認知については、各学校において、アンケートや面接など複数の方法を用いて、積極的にいじめを認知するよう取組を進めています。

令和3年度のいじめの状況は、「解消に向けて取組中」の割合が24.2%となっています。いじめの加害行為が止んだ後も学校等が継続して児童生徒を支援するなど、組織的な支援体制の整備が進んでいます。

いじめ問題については、学校のみならず、家庭や地域とが正しい理解のもと、互いに協力して取り組んでいく必要があります。このようないじめ防止に向けた県民総ぐるみの取組を推進するため、県教育委員会では「『高知家』いじめ予防等プログラム」(令和2年3月)及び追補版(令和4年4月)を作成し、教職員の校内研修や、地域での研修会等で活用が進められています。

5 人権尊重への主な取組

児童虐待防止に向けて、児童相談所や市町村の児童家庭相談体制を強化するための取組や意識の醸成を図るための啓発などを行うとともに、平成28年3

月に改定した高知県人権教育推進プランに基づき、人権が尊重された学校づくりへの支援、教職員や市町村担当者への研修等を実施しました。

また、いじめ問題の解決に向けて、人権尊重の意識が確立されるよう学校での教育や保護者等への啓発、教育相談の充実等の取組を実施しました。

児童相談所の組織・運営体制の強化

- ・児童相談所機能強化アドバイザーの招へい 9回
- ・児童虐待対応専門家（弁護士）の委嘱 2名 など

市町村の児童家庭相談体制の強化や要保護児童対策地域協議会の活動強化

- ・市町村職員研修
基礎研修3回、管理職研修1回、応用研修3回
児童相談所での実務研修（2週間4名）

児童虐待予防等の取組

- ・虐待防止の意識醸成等を図るための官民協働によるオレンジリボン運動の実施（児童虐待防止月間：11月）
講演会：令和3年11月27日 参加者：延べ122人（オンライン参加含）

高知夢いっぱいプロジェクト推進事業

- ・夢・志を育む学級運営のための実践研究事業 推進地域3市町（拠点校2小学校、1中学校）、推進校：1小学校
- ・魅力ある学校づくり調査研究事業 推進地域1市（拠点校区1中学校区）
- ・学校活性化・安定化実践研究事業 推進校：2小学校

スクールカウンセラー等活用事業

- ・全公立小・中・高・特別支援学校に配置

スクールソーシャルワーカー活用事業

- ・全市町村・学校組合に配置、全県立学校に配置

講師派遣事業

- ・「子ども」をテーマとした研修：3回
受講者数：95人

高齢者

1 現状

我が国は現在、出生率の低下による少子化と平均寿命の伸びによる高齢化が進行しています。令和4年4月1日現在の人口推計における本県の65歳以上の高齢人口は、約245千人で、県人口の36.1%を占め、県民の2.8人に1人が65歳以上という高齢社会を迎えています。

県では、令和3年3月に「高知県高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業支援計画」を策定し、高齢者の権利擁護に向けた取組等を推進しています。

2 課題

高齢者は、「お金」「健康」「孤独」の3つの不安を抱えていると言われていいます。悪質業者は言葉巧みにこれらの不安をあおったり、親切に接して信用させるなどして、年金や貯蓄などの大切な財産を奪おうと狙っています。特に認知症の高齢者は悪質業者から狙われやすく、被害額も高額になる傾向があるため、一人暮らしの単身高齢者等が被害に遭わないよう見守り体制を充実する必要があります。

また、令和2年度の高齢者に対する虐待件数は、養介護施設従事者では減少した一方で、養介護者による虐待件数は増加しており、高齢者を取り巻く社会には、解決しなければならない多くの課題が残されています。

3 相談件数・対応件数

(1) 高齢者に関する相談件数

高知県高齢者・障害者権利擁護センターへの相談件数は、令和3年度は525件あり、そのうち、人権に関する相談は0件、虐待に関する相談は11件となっています。

高齢者に関する相談件数

単位：件

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
総数	519	674	1,138	575	525
うち人権に関すること	0	0	1	2	0
うち虐待に関すること	7	2	2	7	11

(2) 消費生活相談件数

令和3年度に県立消費生活センターに寄せられた相談は2,223件でした。そのうち60歳以上から寄せられた相談は931件で、全体の41.9%を占めています。

消費生活相談件数

	20歳未満	20歳台	30歳台	40歳台	50歳台	60歳台	70歳以上	団体・不明	合計
件数(件)	55	145	185	277	355	346	585	275	2,223
構成比(%)	2.5	6.5	8.3	12.4	16.0	15.6	26.3	12.4	

4 人権侵害の事例と対応

事例

- ①以前、認知症の母親が電話勧誘で高額な化粧品を購入したことがあった。その際、妹から事業者にも再勧誘や商品の送付を止めるよう連絡していた。最近、母親が再勧誘を受け、高額な化粧品と美容液のセット商品を3個購入していた。未使用の商品を返品して解約したい。
- ②自宅の建設費用の支払を拒否した後に同居する娘が食事をつくってくれなくなり、小突かれたりするようになった。

対応

- ①事業者が電話勧誘を行った際に契約しないと意思表示をした人に対して、勧誘の継続をしたり、再勧誘をすることは法律で禁止されていると説明。(センターから事業者にも経緯を確認しようとしたところ、相談者から事業者にも連絡し商品の返品が可能になったと連絡があった。)
- ②金銭トラブルに関して法律相談を紹介するとともに、身体的、心理的虐待が疑われ、地域包括支援センターに連絡し、本人にも相談していくよう助言を行った。

5 人権尊重への主な取組

(1) 権利擁護等

養介護施設従事者等向け権利擁護研修として、組織としてどのように高齢者虐待防止に取り組むべきかを学ぶため、施設長や管理者、リーダー向けに会を開催しました。

また、市町村、地域包括支援センターの職員を対象とした、権利擁護の取組を推進するための研修を実施しました。

施設長・管理者・リーダー向け高齢者虐待防止・権利擁護研修

①テーマ：管理者・施設長向け研修（高齢・障害合同）

開催日：令和3年7月15日（木）

参加者：261人

②テーマ：リーダー研修（高齢・障害合同）

開催日：【1日目】令和3年11月8日（月）

【2日目】令和3年12月7日（火）

参加者：【1日目】167人

【2日目】162人

③テーマ：中堅職員研修

開催日：令和3年12月15日（水）

参加者：128人

市町村・地域包括支援センター職員等研修会

①テーマ：養介護施設従事者による虐待への対応「～初動対応を中心に～」

開催日：令和3年7月12日（月）

参加者：73人

②テーマ：介護について考えよう「～抱え込まない上手な介護とは～」

（高知市共催）

開催日：令和4年3月5日（土）

参加者：29人

人権啓発シリーズ新聞掲載事業

タイトル：「認知症である前に、人なんだよな」

株式会社小国士朗事務所代表取締役 おぐに 小国 しろう 士朗 氏

掲載日：令和3年12月27日（月）

人権啓発研修ハートフルセミナー

講演会「『注文をまちがえる料理店』の

これまでとこれから」



講演会「『注文をまちがえる料理店』のこれまでとこれから」チラシ

講師：小国 士郎 氏
開催日：令和4年1月23日（日）
参加者：78人

映画「ぼけますから、よろしくお願ひします。」
上映会
開催日：令和4年2月20日（日）
参加者：106人



映画「ぼけますから、よろしくお願ひします。」上映会チラシ

講師派遣事業

- ・「高齢者」をテーマとした研修：4回
受講者数：58人

(2) 消費者トラブルの防止

多様化する悪質商法等による消費者トラブルに陥らないよう、最近の事例を交えた情報提供と正しい知識や対処法の習得、被害の未然防止を目的に、消費生活出前講座を開催しました。また、ラジオ、情報誌等による情報提供を行いました。

消費生活出前講座

高齢者・高齢者周辺者消費生活出前講座	5回開催	参加者：91人
集落活動センター出前講座	1回開催	参加者：12人

情報提供

- ・ラジオ広報「高知県からのお知らせ」 29回
- ・情報誌「くらしネット Kochi」 4回
- ・地域見守り情報 17回
- ・悪質商法撃退カレンダー 5,000部
(地域包括支援センターを通じて高齢者へ配布)

障害者

1 現状

県では、「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」（平成9年）の制定や、共生社会の実現を目指して「高知県障害者計画」（平成16年、平成25年新計画）を策定し、「障害福祉計画」や「日本一の健康長寿県構想」に基づく取組などとあわせて、障害のある人が、地域で安心して日常生活や社会生活を営むことができるための施策を推進しています。

国においても、「障害者権利条約」の趣旨に沿った障害者施策の推進を図るため、障害者基本法の改正をはじめ、障害者総合支援法や障害者虐待防止法、障害者差別解消法の施行、障害者雇用促進法の改正など、施策の見直しも進められていますが、周りの人たちの障害に対する理解が十分でないことなどにより、障害のある人やその家族にとっての社会的障壁は、完全になくなっていない状況です。

こうした中、障害者差別解消法の改正（令和3年5月）により民間事業者の合理的配慮の提供の義務化（3年以内に施行）や、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が公布・施行（令和4年5月）など、法整備が進んでいます。

2 課題

障害者差別解消法（平成28年4月施行）の施行後も、身体障害者補助犬の受け入れ拒否や車いす利用者に対する合理的配慮の提供ができていない事例などが発生しています。

今回の法整備も踏まえ、広く県民に対して法の趣旨や適切な対応方法などの周知や啓発に取り組むとともに、障害者の権利擁護として幅広く対応していく必要があります。

3 相談件数・対応件数

（1）障害者差別解消法に関する相談件数

単位：件

	30年度	元年度	2年度	3年度
不当な差別的取扱い	2	2	1	1
合理的配慮の不提供	4	1	7	3
環境の整備	1	2	2	3
総数	7	5	10	7

※県・市町村集計

(2) 高知県高齢者・障害者権利擁護センター

高知県高齢者・障害者権利擁護センターは、障害のある人や家族等が抱えている人権や財産などの問題に、専門の相談員が、電話や面接により相談に応じています（相談料は無料・委託先：(福)高知県社会福祉協議会）。

受付時間：月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く。）

8:30～17:15

また、使用者による障害者虐待についての通報・届出の受理や市町村等からの要請に基づき、高知県高齢者・障害者権利擁護専門家チーム（高知弁護士会、高知県社会福祉士会で構成）の派遣調整等も行っています。

高知県高齢者・障害者権利擁護センターへの相談件数

単位：件

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
総数	45	60	45	61	78
うち人権・法律相談	16	13	7	13	22

(3) 障害者虐待に関する相談・届出

障害者虐待防止法は、虐待によって障害者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。

虐待は絶対にあってはならないことですが、虐待と気づかないまま起きているおそれもあります。

障害者への虐待は、特定の人や家庭、場所ではなく、どこでも起こりうる問題です。

また、虐待している人に虐待している認識がない場合や、虐待をされている人が虐待だと認識できないで、自分から被害を訴えられない場合があります。

障害者虐待の対応状況等

単位：件

年度		養護者による虐待	障害者福祉施設従事者等による虐待	使用者による虐待 (高知労働局からの情報提供によるもの)	合計
平成30	相談・通報・届け出	21	24	18	63
	虐待の事実が認められた件数	8	8		16
令和元	相談・通報・届け出	26	10	21	57
	虐待の事実が認められた件数	4	1		5
令和2	相談・通報・届け出	20	11	16	47
	虐待の事実が認められた件数	5	1		6

※令和3年度の件数は令和5年3月頃公表予定

4 人権侵害の事例と対応

事例

- ・ 障害者施設で利用者に対して決められた時間以外でのトイレ利用を制限
- ・ 就労している障害者に対する上司のパワハラなど

対応

- ・ 相談内容によって、助言や適切な相談窓口を紹介
- ・ 虐待が疑われるものについては、対応窓口（市町村または労働局）へ通報
- ・ 障害者福祉施設従事者等による虐待については、虐待の事実が認められたものは、必要性に応じて行政としての権限を行使

5 人権尊重への主な取組

障害者虐待防止、権利擁護研修

- ・ 行政職員対象研修

令和3年7月13日（火） 受講者 27人

- ・ 施設従事者対象

施設長・管理者

令和3年7月15日（木）

受講者：261人（オンライン配信、高齢者と合同実施）

リーダー

令和3年11月8日（月）、12月7日（火）

受講者：329人（オンライン配信、高齢者と合同実施）

障害者週間（毎年12月3日～9日）の啓発

- ・ 障害特性や障害のある人への県民の理解を深めるとともに、ノーマライゼーションの理念の普及啓発を図るため、障害福祉に係る啓発動画を制作し、各種媒体により配信した。

障害者作品展の開催

開催日：令和3年11月20日（土）

出品団体：16団体

販売出品：2,291点

作品展示：164点

パネル展示：11点

障害者美術展（スピリットアート）

開催日：令和3年10月8日（金）～10月17日（日）

入場者：3,334人

	絵画	工芸	写真	書道	立体作品等	計
応募作品数	327	94	27	186	139	773
展示作品数	94	46	10	55	61	266

世界自閉症啓発デー（毎年4月2日）

映画上映：「トスカーナの幸せレシピ」

共催：高知県自閉症協会

上映日：令和3年6月20日（日）

参加者：64人



人権啓発シリーズ新聞掲載事業

タイトル：「幸せになるためのツール」

高知県立障害者スポーツセンター所長

きたむら たいが
北村 大河 氏

掲載日：令和3年8月23日（月）

「トスカーナの幸せレシピ」

上映会チラシ

講師派遣事業

- ・ 「障害者」をテーマとした研修：30回
受講者数：906人

高齢者・障害者（共通）

I 日常生活自立支援事業

1 現状

地域において生活している高齢者や障害のある人の中には、認知症や障害等の状況によって判断が十分にできないという方がいます。

2 課題

判断が十分にできない方の中には、日常生活に必要なサービス等を受けられないほか、詐欺まがいの手口で不必要なものを購入させられたりする経済的被害や、家族や親族に年金を使われたり、借入れをさせられる等の経済的な虐待を受けている方がいることから、何らかの対応が必要です。

3 相談件数・対応件数

認知症や障害等のため判断能力が十分でない方が地域において自立した生活を送ることができるように高知県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）が実施している「日常生活自立支援事業」の対応件数等は、下記5のとおりです。

4 人権侵害の事例と対応

- ・ 不必要な高額商品を買わされるなど、詐欺あるいは詐欺まがいの手口で経済的な損失を被る。
- ・ 家族に金銭管理を頼んでいたが、実際は使い込まれており、生活に必要な支払が滞るなど、家族・親族からの経済的な虐待を受ける。

5 人権尊重への主な取組

- (1) 認知症や障害等のため判断能力が十分でない方が地域において自立した生活を送ることができるように、県社協による「日常生活自立支援事業」（県社協が市町村の社会福祉協議会（以下、「市町村社協」という。）へ委託し、本人、県社協及び市町村社協で三者契約を締結）を実施しました。

※日常生活自立支援事業は、高齢や障害などの事情によって地域で生活する判断能力が十分でない方の生活支援のための事業。市町村社協の専門員と生活支援員が連携しながら、本人の生活に関わる相談支援を行い、併せて福祉サービス

利用料や日常的な金銭の管理といった「生活に関わるお金の心配事」にも踏み込んで、一体的に支援を行う事業。(社会福祉法第2条第3項第12号)

日常生活自立支援事業 利用者数

(利用者数)

単位：人

区 分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
認知症高齢者	232	238	241	248	243
知的障害のある人	222	225	223	233	233
精神障害のある人	139	146	156	172	205
その他	50	56	64	69	61
合 計	643	665	684	722	742

日常生活自立支援事業 契約締結数

(新規契約締結数)

単位：人

区 分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
認知症高齢者	69	61	71	71	62
知的障害のある人	27	18	18	27	17
精神障害のある人	29	22	34	30	33
その他	15	12	14	16	10
合 計	140	113	137	144	122

(2) 個別支援のための関係機関との連携体制の構築を支援する専門員を県社協に配置しました。

専門員研修

<初任者研修>

内 容：「①日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助）とは
②契約・支援・解約等の基本的事務処理について」

開催日：令和3年4月28日（水）

参加者：30人

<現任研修>

内 容：「知っておくと安心な死後のこと～利用者の死後に備えて～」

開催日：令和3年11月29日（月）

講 師：成年後見センター・リーガルサポート高知 幹事 おおたに ひろゆき 大谷 浩之氏

参加者：47人

Ⅱ 成年後見制度

1 現状

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方々を支援する成年後見制度の利用を支援する体制づくりが市町村において進みつつあります。

2 課題

成年後見制度の利用促進に関し総合的・計画的な取組を推進するため、成年後見制度利用促進法に基づき、必要な人が、その人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、権利擁護支援のネットワークの構築等、利用促進に向けた取組の更なる推進が求められています。

3 人権尊重への主な取組

(1) 市町村職員等を対象とした「成年後見セミナー」を開催

開催日：令和3年11月2日（火）

内 容：①権利擁護支援の必要性と成年後見制度利用促進の今後の展望
②成年後見制度利用促進における家庭裁判所と市町村の連携について
③県内市町村の取り組みや課題

参加者：181人

(2) 意見交換会等の開催

開催日：令和4年2月24日（木）

内 容：第二期成年後見制度利用促進基本計画に向けての行政説明及び地域での権利養護の支援体制整備に向けた圏域別意見交換会を実施

参加者：67人

H I V感染者等

I エイズ患者・H I V感染者等

1 現状

エイズに対する誤った知識や思い込みから、感染した人やその家族等を差別や偏見で苦しめてしまうことがあります。

H I Vやエイズをはじめ感染症は、特殊な病気ではなく、誰もがかかる可能性があるため、国や県ではエイズに関するさまざまな情報の提供や取組を行っています。

2 課題

様々な情報の提供や取組を行っていますが、いまなお「日常生活でも感染してしまう」、「男性同性愛者がかかる病気である」等といった誤った認識や偏見が存在しています。

3 相談件数・対応件数

(1) 相談件数・対応件数

県内5つの福祉保健所及び高知市保健所では、H I Vに関する相談を受け付けており、令和3年度の相談件数は30件でした。

相談件数（各保健所）

単位：件

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
H I V相談件数	48	97	109	59	30

(2) 主な相談内容

- ・感染経路と予防方法について
- ・主な症状について
- ・感染した可能性があることへの不安
- ・検査するタイミングについて

4 人権侵害の事例と対応

令和3年度に把握した事例はありません。

5 人権尊重への主な取組

保健所や市町村、関係機関との連携を図り、エイズ等についての正しい教育・啓発を実施しました。

「HIV検査普及週間（令和3年6月1日～7日）」

HIV時間外検査・相談の実施：5件（うち相談0件）

「世界エイズデー（令和3年12月1日）」に合わせた啓発活動

キャンペーン、イベントは、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から実施していません。

HIV検査・相談：1件（うち相談0件）

II ハンセン病元患者等

1 現状

ハンセン病は、「らい菌」に感染することで起こる慢性の感染症で、かつては「らい病」と呼ばれ、体の一部が変形したり、国の強制隔離政策などにより、「伝染しやすい病気」という誤った理解が社会に広まり、偏見、差別が助長されてきました。

平成13年には強制的な隔離政策により人権を侵害されたとして、療養所の入所者等が提訴していた裁判で、国の賠償責任を認める判決が出されてからは、損失補償や名誉回復及び福祉増進を目的とした各種施策が実施されています。

全国に13ヶ所の国立ハンセン病療養所があり、令和4年5月1日現在で927人が入所しており、平均年齢は87.6歳となっています。

うち、本県出身者は、5ヶ所の療養所に15人が入所しています。

2 課題

現在もハンセン病に対して、「怖い病気」という誤った認識や、ハンセン病元

患者の容姿に対しての偏見や差別が残っています。

3 相談件数・対応件数

令和3年度に相談はありませんでした。

4 人権侵害の事例と対応

令和3年度に把握した事例はありません。

5 人権尊重への主な取組

ハンセン病に対する偏見・差別の解消のため、中・高校生を対象に療養所訪問を行い、ハンセン病に対する正しい知識を身につける教育啓発を実施していますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となりました。

ボランティアグループによる療養所訪問（よさこい踊り等の披露）

国立療養所長島愛生園（岡山県）：新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となりました。

国立療養所大島青松園（香川県）：新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となりました。

「じんけんふれあいフェスタ」で啓発冊子を配布

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となりました。啓発冊子は、研修教材として活用していただくよう人権啓発センターに提供しました。

講師派遣事業

・「HIV感染者・ハンセン病元患者等」をテーマとした研修：1回

受講者数：22人

Ⅲ 新型コロナウイルス感染者等

1 現状

国内では、令和2年1月に新型コロナウイルス感染症の最初の感染者が確認されてから、毎年多くの方が感染されています。

こうした感染拡大により、特に救急医療や発熱外来が逼迫しており、県内の医療現場では、非常に厳しい状況が続いています。

こうした中で、感染された方への誹謗中傷や、ワクチン未接種者に対して差別的言動がなされる等の事例が見られています。

2 課題

感染者やその家族、関係者などへの差別や誹謗中傷などに対する啓発や教育が必要です。

3 相談件数・対応件数

令和3年度に受け付けた新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見についての相談件数は、県人権・男女共同参画課が8件、公益財団法人高知県人権啓発センターが2件、高知県新型コロナウイルス問合せ窓口が11件で、高知県立精神保健福祉センターへの相談件数は7件でした。

4 人権侵害の事例と対応

事例

- ・以前に副反応があったのでワクチンを接種したくないが、勤め先から「いつワクチン接種するのか」と聞かれており、困っている。
- ・ワクチンを接種したくないので接種していないが、親族から疎外するような言動を受けた。
- ・感染したため、勤め先を解雇された。

対応

- ・ワクチンの接種は推奨しているが、義務ではなく本人の意思によるものなので、接種しないことを勤め先で言ってもよい旨伝えた。
- ・未接種者への差別等は条例で禁止されており、差別や誹謗中傷などを防止するため、さらに啓発や注意喚起を行っていく旨伝えた。

5 人権尊重への主な取組

県の広報誌やホームページ、新聞広告のほか、啓発チラシの配布、人権啓発センターの季刊誌などを通じて、感染者やその家族、医療機関関係者等が不当な差別、偏見、いじめ、誹謗中傷などにより人権が侵害されることのないよう、注意喚起を行いました。

人権啓発シリーズ新聞掲載事業

タイトル：「コロナ禍こそ『絆』必要」

土佐希望の家医療福祉センター長

きっかわ きよし
吉川 清志 氏

掲 載 日：令和3年11月28日（日）

外国人

1 現状

令和3年6月30日現在、県内の在留外国人数は、4,725人となっています。

国籍・地域別ではベトナムが1,325人と最も多く、中国912人、フィリピン718人、韓国440人と続いています。令和3年は前年(令和2年6月末時点 4,798人)に比べ73人、約1.5%の減少となっています。

言語、宗教、習慣等の違いから、外国人をめぐる様々な人権問題が発生しています。外国人に対する偏見や差別をなくしていくため、文化の多様性を認め、外国人の生活習慣等を理解・尊重する多文化共生社会を実現するうえで、継続して異文化理解推進に取り組むことが必要となっています。

※出典：法務省 在留外国人統計

2 課題

近年、技能実習生を中心に在留外国人数が急増しており、今後も増加する見込みですが、その一方で県内各施設の多言語対応を始めとする多文化共生社会に向けた県内の取組が十分に進んでいないことが課題です。

3 相談件数・対応件数

相談件数

人権・生活相談件数については、令和2年度に比べると493件から555件と増加しています。令和元年5月31日に開設された「高知県外国人生活相談センター」が、外国人の生活相談を受け付ける窓口としてさらに広く認知されたことがその要因です。

主な相談内容としては、入管手続きに関するものが134件、雇用・労働に関するものが83件、住宅に関するものが46件、翻訳・通訳に関するものが35件となっています。

相談内容別内訳（高知県外国人生活相談センター）

	入管 手続	雇用・ 労働	住宅	通訳・翻訳	医療	身分関係 (結婚/離婚 /DV等)	日本語 学習	社会保険・ 年金
件数	134	83	46	35	29	23	22	20
構成比 (%)	24.1%	15.0%	8.3%	6.3%	5.2%	4.2%	4.0%	3.6%
	交通・運 転免許	税金	出産・ 子育て	教育 (学校・大学・ 国際学校など)	防災・ 災害	その他	件数 合計	
件数	9	8	8	5	3	130	555	
構成比 (%)	1.6%	1.4%	1.4%	0.9%	0.6%	23.4%	100.0%	

(令和3年4月1日～令和4年3月31日まで)

4 人権侵害の事例と対応

高知県外国人生活相談センターで、外国人住民等からの人権に関する相談を受け付けています。

事例

- ・高知県外国人生活相談センターに対し、県内在住の外国人等から、「コミュニティ内での差別やいじめに関する相談」などが寄せられた。

対応

- ・相談センター主催の無料法律相談会で弁護士が対応したり、労働基準監督署への相談を勧めるなどした。

5 人権尊重への主な取組

国際理解教育の推進による差別意識の解消への取り組み

- ・多文化共生講座 4回
参加者合計：103人
- ・多文化共生出前講座 5回
参加者合計：203人
- ・親子で学ぶ国際理解講座
新型コロナウイルスの感染拡大により中止
- ・生活相談窓口の設置
設置場所：高知県外国人生活相談センター

高知市本町4-1-37丸の内ビル1F

(令和元年5月31日開所)

TEL (088)821-6440

- ・外国語人権相談ダイヤル（法務省）

TEL 0570-090911（平日9:00～17:00）

対応言語：英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語
ベトナム語、ネパール語、スペイン語、
インドネシア語、タイ語

日本語教育の推進による日常生活の不安解消の取り組み

- ・日本語講座初級Ⅰ・Ⅱ・初中級、漢字読み書きクラス 参加：42人
- ・昼間の日本語講座 参加：13人
- ・オンライン日本語講座 参加：29人
- ・日本語ボランティア養成講座 参加：65人
（日本語ボランティア研修を含む）
- ・オンデマンド動画教材の作成・公開 本数：1本

講師派遣事業

- ・「外国人」をテーマとした研修：6回
受講者数：182人

犯罪被害者等

1 現状

これまで県では、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪の被害に遭われた方々やそのご家族に対して、関係機関と連携しながら相談対応や必要な支援に取り組んできました。

しかしながら、犯罪被害者とその家族は、事件そのものによる直接的な被害だけでなく、収入の途絶やその後の弁護士費用、医療費の増加などの経済的負担、捜査や裁判の段階での精神的・時間的な負担、過剰な取材や報道など、被害後に生じる問題（二次被害）に苦しめられ、被害からの早期の回復や軽減につながらない事例も少なくありません。

こうした状況を踏まえ、県、市町村、民間支援団体などの関係機関が一層の連携を図り、必要な支援を被害直後から途切れることなく提供することができる体制を構築し、犯罪被害者等を支えることで、誰もが安心して暮らすことができる地域社会をつくることを目指す「高知県犯罪被害者等支援条例」を、令和2年4月1日から施行しました。条例では、犯罪被害者等の支援に関する県や県民、事業者、市町村、民間支援団体の責務及び役割等を明らかにし、県が講じる支援に関する基本的施策を定めています。また、令和3年3月には犯罪被害者の方々に対する支援を総合的・計画的に推進するために、犯罪被害者等の支援に関する指針を策定しました。

条例の施行に伴い、令和2年4月から県民生活課内に「犯罪被害者等支援相談窓口」を設置するとともに、県警察の「被害者支援室」による「犯罪被害者ホットライン」での相談対応や、民間の支援団体である認定特定非営利活動法人こうち被害者支援センターにおいても、相談対応や講演・広報啓発活動などを行っています。

また、指針に基づき、県では令和3年4月から新たな経済的支援制度を創設するなど、各種支援施策に取り組んでいます。

事件・事故が毎日のように発生している今日では、誰もが犯罪被害者になる可能性があります。犯罪被害者とその家族、遺族がおかれている状況を理解し、少しでも平穏な生活が取り戻せるよう支援していくことが必要となっています。

2 課題

多くの犯罪被害者とその家族は、直接的な被害に加え、被害後に生じる二次被害からの回復のため、長期にわたる適切な支援が必要ですが、犯罪被害者等

は社会の例外的な存在であって、自分たちとは関係ないという誤った認識や、犯罪被害者等は特別に公的に守られ、尊重され、加害者からの弁済に加えて十分な支援が受けられることで容易に被害から回復できているという誤解による無理解があります。

犯罪被害者等の誰もが、望む場所で必要な時にいつでも、情報の入手や相談ができ、専門的知識と技能に裏付けられた支援が受けられる切れ目のない支援体制を充実する必要があります。

3 相談件数・対応件数

令和2年度から県民生活課内に新たに設置している「犯罪被害者等支援相談窓口」における電話・面談等による相談件数は令和2年度から63件減少し、47件でした。

また、こうち被害者支援センターの相談及び支援件数は令和2年度から13件増加し787件でした。

相談及び支援件数（認定NPO法人こうち被害者支援センター）

単位：件

項目	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
電話・面談相談件数	469	511	614	421	446
直接支援件数	251	206	323	353	341
合計	720	717	937	774	787

※ 直接支援：病院・裁判所等への付き添い、生活支援、自宅訪問等

4 人権侵害の事例と対応

事例

関係機関に寄せられた相談

- ・加害者やその周囲の人から、「金銭目的の被害申告である」「大げさにしている」等の根も葉もない噂話を流された。
- ・事件がネットニュースに載り、心ないコメントの書き込みがたくさんあった。
- ・職場での被害であるのに、「個人の問題」として職場が何の対応もとらうとしなかった。

対応

- ・法律相談など利用できる制度の説明や助言を行うとともに、相談内容に応じ、関係する支援機関へ繋いだ。

5 人権尊重への主な取組

犯罪被害者等の受けた被害を察する心や、相手の気持ちになって考えられる力を身に付ける教育・啓発を推進するとともに、犯罪被害者等への相談・支援体制の充実を図るため、以下の取組を実施しました。

(1) 犯罪被害者等の人権を守るための教育・啓発の推進

広報媒体等での啓発実施

- ・「高知県犯罪被害者等の支援に関する指針」のリーフレット作成(8,000部)
新たな経済的支援制度のチラシ配布
(市町村、関係機関、コンビニ等へ配布)
- ・支援担当者向け「犯罪被害者等支援ハンドブック」の改訂(令和4年3月)
- ・ラジオ広報：年2回
- ・「安全安心まちづくりひろば」における啓発活動の支援
(令和3年10月16日(土) 帯屋町アーケード内)



高知県犯罪被害者等の支援に関する指針
(リーフレット)



犯罪被害者等支援ハンドブック
(令和4年3月改訂)

関係機関が実施する啓発への支援

- 「犯罪被害者週間」における街頭啓発(認定特定非営利活動法人こうち被害者支援センター主催)への参加
(令和3年11月26日(金) 中央公園北口)

「命の大切さを学ぶ教室」の開催

県警察の被害者支援室等では、犯罪被害者等を講演者とする「命の大切さを学ぶ教室」を中学校2校、高校4校で開催しました。「日頃、当たり前だと思っていた中にも幸せがあるんだと分かった」「自分や家族、友達を大切にしたいと

思った」などの感想が寄せられ、生徒の命の大切さに対する意識の向上や他者を思いやる気持ちの醸成につながりました。

自転車交通安全教室の開催

県警察では、スケアード・ストレイト教育技法による自転車交通安全教室を中学校5校、高校5校、特別支援学校1校で開催し、交通事故の恐ろしさを実感してもらい、交通ルールの遵守を呼びかけるとともに、交通事故被害者遺族の手記を紹介し、子どもを亡くした親の思い、命の大切さなどについての理解を深め、被害者への配慮や協力していく意識の醸成を図りました。

犯罪被害の実態や現状に関する講義の実施

県警察の被害者支援室職員が、高知大学医学部及び高知県立大学看護学部において「犯罪被害について知っておいてほしいこと～性被害の実態とその支援」と題して講義を行い、性犯罪被害を中心にその実態や現状を知ることにより、犯罪被害者等の思いや立場を理解し、「社会全体で被害者を支える」という意識を醸成するとともに、自らも犯罪に巻き込まれないための「心構え」を促しました。

女性に対する人権侵害の現状について知るとともに、人権侵害事象の解消と女性の人権について学ぶ機会を提供するための講演会を実施

(こうち男女共同参画センター、こうち被害者支援センター共催)

テーマ：トラウマへの気づきを高め“人-地域-社会”によるケアを考える

講師：大岡^{おおおか}由佳^{ゆうか}氏

武庫川女子大学文学部心理・社会福祉学部准教授

新型コロナウイルス感染防止のため、オンデマンド配信での実施

配信期間：令和4年2月14日～2月28日

(2) 犯罪被害者等への相談・支援体制の充実

関係機関との情報共有・支援

- ・ブロック別市町村担当課長会及び担当者会

令和3年6月・8月に実施

(新型コロナウイルス感染防止のため、書面による情報提供)

- ・犯罪被害者等支援担当者研修会(警察庁との共催)

犯罪被害者支援講演、犯罪被害者遺族による特別講演、想定事例を用い

たワークショップ

令和3年12月7日（火）

- ・ 東部地区（安芸市）及び西部地区（四万十市）における出張法律相談の会場提供（共催 年12回）

経済的支援制度

- ・ 高知県犯罪被害者等支援事業費補助金（令和3年4月～）
生活資金、転居費用、再提訴費用の補助
- ・ 法律相談支援（高知弁護士会との協定）（令和3年6月～）
- ・ 性暴力被害者サポートセンターこうちにおける性犯罪被害者の医療費公費負担、法律相談、カウンセリング費用の助成（県委託業務）
- ・ 犯罪被害給付制度
- ・ 県警察における各種公費負担制度
（性犯罪被害者の医療費、精神科医等による診察に係る医療費、司法解剖後の遺体搬送費等、被害直後の緊急避難場所使用料に係る公費負担など）
- ・ 日本司法支援センター（法テラス）における被害者の弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減や無料法律相談などの支援

講師派遣事業

- ・ 「犯罪被害者等の人権」をテーマとした研修：3回
受講者数：82人

インターネットによる人権侵害

1 現状

インターネットを悪用した誹謗中傷や、掲示板等への差別的な書き込みなど、その匿名性、情報発信の容易さを逆手に取った人権侵害が続いています。

また、全国的にソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Networking Service・SNS) における「なりすまし」や「ソーシャルメディアハラスメント」(SNSなどを通じて行われる嫌がらせ)、「リベンジポルノ」等も問題になっています。

2 課題

インターネットによる人権侵害の特徴としては、加害の容易性、匿名性、被害の急速な拡大、被害回復の困難さがあります。(特に被害の拡大する速さは他の人権侵害行為に見られない性質です。)

また、リベンジポルノのように、一旦インターネット上に画像や情報が載ってしまうと、完全に情報を削除することは不可能で、人権侵害の被害が長期に及ぶなど、影響は甚大です。

3 相談件数・対応件数

高知地方法務局が令和3年に取り扱ったインターネット上の人権侵犯情報に係る人権相談件数は35件で、令和2年に比べると1件増加しています。また、人権侵犯事件数は5件と令和2年に比べると、23件減少しています。

インターネット上の人権侵害情報に係る人権相談 (1～12月：高知地方法務局)

単位：件

	29年	30年	元年	2年	3年
相談件数	27	83	26	34	35

インターネットを利用した人権侵犯事件 (1～12月：高知地方法務局)

単位：件

	29年	30年	元年	2年	3年
人権侵犯件数	13	15	10	28	5

4 人権侵害の事例と対応

事例

- ・インターネット上でのプライバシーの侵害に関する書き込み
- ・インターネット上での名誉毀損、誹謗中傷

5 人権尊重への主な取組

インターネットによる人権侵害を予防するための教育や啓発を進めるとともに、インターネット上の情報の監視や関係機関での情報共有等を行いました。

(1) 教育

子どもたちをネットトラブルの被害者にも加害者にもさせないために、学校での情報モラル教育の推進と、保護者等への啓発活動の両面で取組を実施しました。

ネット問題啓発資料づくり事業

情報モラルやネット問題の危険性等についての理解を深め、自らトラブルを防ごうとする子どもの育成や、学校と家庭との連携による未然防止の取組を推進するために、「情報モラル教育実践ハンドブック」を作成しました。

学校ネットパトロール（業者委託）

- ・学校非公式サイトや SNS 等の定期検索
(中・高等学校：年 6 回、小・特別支援学校：年 3 回)
- ※緊急性の高い事案については、市町村教育委員会や学校に情報提供し、対応を依頼するとともに、24 時間継続監視しています。

学校及び P T A への人権教育研修への支援

38 回

(2) 啓発

人権啓発シリーズ新聞掲載事業

タイトル：「困ったら相談する人は誰？」

特定非営利活動法人奈良地域の学び推進機構理事

いしかわ ちあき
石川 千明 氏

掲 載 日：令和 3 年 9 月 24 日（金）

ハートフルセミナー

講演会「インターネットと人権～ネットで被害者にも加害者にもならないために～」

講師：石川 千明 氏（特定非営利活動法人
奈良地域の学び推進機構理事）

開催日：令和3年10月24日（日）

参加者：47人



講演会「インターネットと人権
～ネットで被害者にも加害者にもならないために」チラシ

講師派遣事業

- ・「インターネットによる人権侵害」をテーマとした研修：10回
受講者数：341人

出前講座（こうち男女共同参画センター主催）

- ・「メディアリテラシー」
参加者：99人

災害と人権

1 現状

県では、近い将来発生が予想されている南海トラフ地震に備えて、南海トラフ地震対策行動計画（第5期 令和4年度～令和6年度）を策定し、「命を守る」対策、その助かった「命をつなぐ」対策、「生活を立ち上げる」対策に取り組んでいます。

災害は、地震、津波、風水害等の自然現象（自然要因）とそれを受け止める側の社会の在り方（社会要因）により、その被害の大きさが決まってくると考えられています。性別、年齢や障害の有無など様々な社会的状況によって影響は異なり、社会要因による災害時の困難を最小限にすることが重要です。

2 課題

東日本大震災をはじめとするこれまでの災害においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題が生じました。

このため、令和2年5月に内閣府男女共同参画局が公表した「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」に基づき、県民向け研修等を実施し、女性の視点に立った地域の災害対応力の強化に取り組んでいます。女性の視点からの取組が進むことで、子どもや高齢者、障害のある方、LGBTの方など、多様な方々への配慮にも資するものと考えられます。

また、防災分野における女性の参画や女性リーダーの育成が課題となっており、県の令和3年度からの「こうち男女共同参画プラン」においても、防災分野における男女共同参画の推進は、重点的に取り組むべき項目として示されています。

3 相談件数・対応件数

令和3年度：対応件数1件

令和3年度実施地震・津波県民意識調査（無作為に抽出した県民3,000人に対するアンケート）において、調査票が届いた視覚障害者の方からPCの読み上げ機能に対応した電子データの送付依頼があり、電子データを送付しました。

4 人権侵害の事例と対応

令和3年度に把握した事例はありません。

5 人権尊重への主な取組

一般の避難所において、要配慮者の円滑な受け入れができるよう、引き続き、市町村における避難所運営マニュアルのバージョンアップや資機材整備を支援していきます。

災害時や災害後においても災害時要配慮者に対して人権に配慮した適切な対応が行えるよう、要配慮者対策を推進しました。



災害時要配慮者の避難支援の手引き
(概要版) (平成26年3月)



避難所における要配慮者支援ガイド
(令和2年8月)

要配慮者の避難支援対策

- ・「避難支援の手引き（平成25年度作成）」の活用周知
- ・「要配慮者避難支援対策事業費補助金」の創設（平成27年度から）
- ・地域への名簿提供同意者のうち、計画作成の優先度が高い方（※）の個別避難計画作成率 35.8%（令和4年3月末現在）
- ・「災害時における要配慮者の避難支援ガイドライン」改定（令和3年度）
（※）令和3年5月に改定された国の取組指針において、避難行動要支援者名簿のうち優先度が高い方の計画を概ね令和7年度までに作成することが示された。

在住外国人への防災・災害情報の提供

南海トラフ地震対策パンフレット（5か国語、やさしい日本語）・携帯カード（6か国語）・高知市津波ハザードマップ（3か国語）の配布



上段左から英語、中国語（簡体字）、韓国語
 下段左からインドネシア語、ベトナム語、
 やさしい日本語

福祉避難所の整備促進

- ・福祉避難所指定数
 34市町村 234施設 10,334人分（令和4年3月末現在）
- ・「福祉避難所指定促進等事業費補助金」の制定（平成24年度から）
- ・「福祉避難所運営訓練マニュアル」（平成26年度）
- ・「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」改定（令和3年度）
- ・「福祉避難所設置・運営マニュアル（案）」作成（令和3年度）
- ・「福祉避難所開設・運営訓練シナリオ例」作成（令和3年度）

災害時要配慮者支援対策講演会、研修会の実施

参加者：自主防災組織関係者、行政職員、民生委員・児童委員、町内会関係者等

開催日：令和3年12月5日（日）、18日（土）、24日（金）

場所：高知市、須崎市

参加人数：計115人

災害ボランティア活動支援（実施主体：高知県社会福祉協議会）

- ・災害ボランティア活動支援本部ネットワーク会議：令和3年11月25日（木）
- ・各種研修会の開催
 運営基礎研修：令和3年9月27日（月）
 中核スタッフ研修：令和3年12月20日（月）
 所長研修：令和4年2月28日（月）

避難所等における手話や要約筆記による情報保障ボランティア登録事業

・聴覚障害者を対象とした情報保障ボランティア：146人登録

防災分野における男女共同参画の推進

(実施主体 こうち男女共同参画センター「ソーレ」)

- ①立場によって異なる多様な被害の実態についての理解
- ②女性のみならず障害者や高齢者、また子どもたちといった災害時要配慮者を地域で守る視点からの女性の視点の重要性の認識
- ③地域における防災活動において、住民の半分を占める女性の参画の必要性の認識

※以上3点の啓発を目的として様々な取組を行いました。

人材育成事業（実施主体 こうち男女共同参画センター「ソーレ」）

女性防災プロジェクト

テーマ：「知って 学んで 考える、私たちにできる取り組みと支援」

全5回

参加者：48人/40人/42人/36人/28人

防災啓発事業（実施主体 こうち男女共同参画センター「ソーレ」）

テーマ：「多様性を尊重した安全・安心な避難場所づくり」

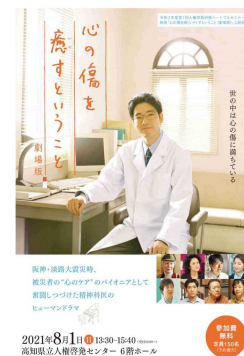
参加者：33人

人権啓発研修ハートフルセミナー

映画「心の傷を癒すということ<劇場版>」上映会

開催日：令和3年8月1日（日）

参加者：132人



人権啓発シリーズ新聞掲載事業

タイトル：「人権守られた防災活動を」

高知県立大学看護学部特任教授

かんばら さきこ
神原 咲子 氏

掲載日：令和3年10月27日（水）

映画「心の傷を癒すということ

<劇場版>」上映会チラシ

講師派遣事業

・「災害と人権」をテーマとした研修：1回

受講者数：34人

性的指向・性自認

1 現状

性的指向（どのような性別の人を好きになるか）は人によって様々に分かれています。同性愛者・両性愛者や、生物学的な性と性自認（自分の性をどのように認識しているか）とが一致しない人（いわゆるトランスジェンダー）などは、企業等の調査によると、人口の約9%と算出されています。

こうした性的少数者が直面する問題に対して、地方自治体が同性同士のカップルを婚姻に相当する関係と認めて証明書を発行する同性パートナーシップ制度が導入されたり、企業や学校でも人権に配慮した取組が進められています。

2 課題

性的指向や性自認についての理解不足や誤った認識により、性的少数者が心ない発言に傷つけられたり、不当な扱いを受けることがなくなるよう啓発等の取組を行っていく必要があります。

3 相談件数・対応件数

こうち男女共同参画センターでは、令和3年度に21件の相談対応を行いました。

4 人権侵害の事例と対応

令和3年度に把握した事例はありません。

5 人権尊重への主な取組

人権啓発研修企業リーダー養成講座の実施

講演会「LGBTQ+の方が働きやすい職場環境に向けて」

講師：三木^{みき} 啓子^{けいこ} 氏（アトリエエム(株)代表取締役 産業カウンセラー）

開催日：令和4年3月7日（月）～3月28日（月）（オンデマンド研修）

参加者：56人（視聴回数）

講師派遣事業

・「性的指向・性自認」をテーマとした研修：16回

受講者数：353人

その他の人権課題

I 刑を終えて出所した人

1 現状

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難性等、社会復帰を目指す人たちにとって、現実は厳しい状況にあります。

2 課題

刑を終えて出所した人の社会復帰のためには、本人の強い更生意欲と併せて、周りの人々の理解と協力が必要ですが、就職や住居の確保の際の偏見や差別意識の解消は極めて厳しい状況です。

3 相談件数・対応件数

令和3年度の地域生活定着支援センターでの依頼・相談件数は49件で、令和2年度と比較すると7件減少しています。

保護観察所等からの依頼・相談件数（地域生活定着支援センター）

単位：件

		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
特別調整	コーディネート	22	16	18	12	12
	フォローアップ	11	14	21	22	23
相談支援		27	14	17	22	14
計		60	44	56	56	49

※特別調整とは退所後の適当な帰住予定地が確保されていない者を対象に帰住予定地の確保も含めた生活環境の調整を行うこと

4 人権侵害の事例と対応

令和3年度に把握した事例はありません。

5 人権尊重への主な取組

高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者が退所後直ちに必要な福祉サービス等を受けられることができるよう、その準備を矯正施設入所中から保護観察所と協働して進めるため設置している「高知県地域生活定着支援センター」（委託先：県社協）を通じて、矯正施設退所者の社会復帰を支援しました。

＜支援の内容＞

- 1 福祉サービスのニーズ確認
- 2 受入先施設等のあっせん
- 3 福祉サービス等に係る申請支援
- 4 受入施設等への助言
- 5 その他本人・関係者への相談対応・助言・支援

高知県再犯防止推進計画の策定（計画期間：令和元年度から令和5年度まで）

犯罪をした者等が多様化する社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることにより、県民の犯罪被害を防止するよう、国の再犯防止推進計画に設定されている5つの基本方針を勘案し、本県の実情に応じた再犯防止に関する施策を推進するための計画です。

地域生活定着支援研修会

テーマ：「連携した取り組みで進める更生支援～その人らしく安心して地域で暮らすために～」

開催日：令和4年3月14日（月）

参加者：会場22人、オンライン視聴54カ所

Ⅱ ハラスメント問題

1 現状

職場におけるハラスメントについては、働く人の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、働く人が能力を十分に発揮することへの妨げになるものです。

高知労働局や高知県労働委員会への労働相談件数は、年々増加傾向にあり、ハラスメント問題は労働相談全般における、最も多くの割合を占めるものとなっています。

2 課題

各種ハラスメントの発生の原因や背景として、ハラスメント行為者に自身の言動や行為の内容について認識がないことや、役割分担意識が依然として残っていること、妊娠や出産への理解がないこと等が挙げられます。

令和2年6月1日に改正労働施策総合推進法（いわゆるパワハラ防止法）が施行され、令和4年4月からは中小企業にも防止措置が義務付けられました。今後、ますます個々の認識及び役割分担意識を変えていくなど、ハラスメント防止対策に取り組んでいくことが必要となります。

3 相談件数・対応件数

高知労働局雇用環境・均等室への相談件数

単位：件

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
いじめ、嫌がらせ	412	368	427	606	598
セクシュアルハラスメント	23	34	24	36	45
マタニティハラスメント	24	27	18	33	26

高知県労働委員会への相談件数

単位：件

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
セクハラ	6	5	9	10	10
パワハラ・嫌がらせ	84	123	133	154	120

※上記相談件数は、労働委員会に寄せられた職場の人間関係に関する相談件数

4 人権侵害の事例と対応

令和3年度に把握した事例はありません。

5 人権尊重への主な取組

「ワークライフバランス推進事業」

仕事と家庭の両立の支援や女性の活躍・健康経営の推進など、誰もが働きやすく従業員の方々が働き続けられる職場環境づくりに取り組む企業を県が幅広く認証し、支援する事業。

延べ認証企業数：543社（令和4年3月末）

講師派遣事業

・「ハラスメント」をテーマとした研修：571回

受講者数：1,591名

参考：人権に関する相談窓口など

人権全般・同和問題・インターネットによる人権侵害

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権全般に関する事 ・ 同和問題に関する事 ・ インターネットによる人権侵害に関する事 	高知地方法務局人権擁護課 「みんなの人権 110 番」	0570-003-110	月～金 8:30～17:15 (年末年始 (12月29日～1月3日)、祝日を除く)
	高知県子ども・福祉政策部 人権・男女共同参画課	088-823-9804	
	高知県教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課	088-821-4932	
	(公財)高知県人権啓発センター	088-821-4681	月～金 8:30～12:00、 13:00～17:15 (年末年始 (12月29日～1月3日)、祝日を除く)

女性

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
DV被害に関する相談	DV相談プラス（内閣府）	0120-279-889	電話・メール相談 24時間 チャット相談 毎日 12:00～22:00 URL： https://soudanplus.jp/
女性の様々な悩みや日常生活のなかで直面する問題、不安や心配ごとに関すること	こうち男女共同参画センター「ソール」	088-873-9555	毎日 9:00～12:00、13:00～17:00 （第2水曜日・祝日・年末年始を除く）
男性の悩みや不安、ストレスなどについて	こうち男女共同参画センター「ソール」	088-873-9100	毎月第1火曜、第3・4水曜（要予約）18:00～20:00
職場におけるセクシュアルハラスメント、育児・介護休業等に関すること	高知労働局雇用環境・均等室	088-885-6041	月～金 8:30～17:15（年末年始、祝日を除く）
性犯罪被害、DV被害、ストーカー被害、被害者支援などに関する相談	高知県警察本部警務部県民支援相談課 女性被害相談電話「レディースダイヤル110番」	088-873-0110	24時間受付
女性の人権侵害に関する相談	女性の人権ホットライン	0570-070-810 （ナビダイヤル）	平日 8:30～17:15（時間外・土・日・祝日等は留守番電話で受付）

子ども

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
不登校やいじめ、学校生活全般、問題行動等について	高知県心の教育センター	088-821-9909	電話相談 月～金 9:00～17:00 （祝日、休日、年末年始を除く） 来所相談（要予約） 月～金、第1・3土曜日、日曜日 9:00～17:00 （第5日曜日、祝日、休日、年末年始を除く） Eメール相談 kodomo24@kochinet.ed.jp 返信 月～金 9:00～17:00 （祝日、休日、年末年始を除く）
		0120-0-78310	24時間子ども SOS ダイヤル（無料）
親権・虐待など子どもの権利に関する法律相談	高知弁護士会「子どもの権利110番」	088-872-0324 （代表）	月～金 9:00～17:00（受付時間） （年末年始、祝日を除く、12:00～13:00を除く）
子どもの養育、虐待、不登校や非行、障害などに関すること（18歳未満）	高知県中央児童相談所	088-821-6700 （代表）	来所相談（要予約） 月～金 8:30～17:15（年末年始、祝日を除く） 虐待通告については24時間対応
	高知県幡多児童相談所	0880-37-3159	
子育てに関するトラブルや子育てでの悩み、虐待などに関する相談	子どもと家庭の110番	088-872-0099	9:00～18:00（年末年始を除く）

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
いじめ、虐待など、子どもの人権問題に関する相談	子どもの人権 110 番	0120-007-110 (全国共通フリーダイヤル)	月～金 8:30～17:15 (時間外・土・日・祝日等は留守番電話で受付)
非行や青少年の問題行動、いじめ、青少年の悩みなどに関する相談	少年サポートセンター 「ヤングテレホン」	088-825-0110 088-822-0809	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)

高齢者

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
高齢者福祉全般についての相談	高齢者総合相談 (高知県高齢者・障害者権利擁護センター)	088-875-0110	一般相談 月～金 9:00～16:00 (年末年始、祝日を除く) 法律相談 (予約制) 毎月第1・3木曜日 13:00～15:00 (年末年始、祝日を除く)
認知症についての相談	認知症コールセンター (公社) 認知症の人と家族の会 高知県支部	088-821-2818	月～金 10:00～16:00 (年末年始、土・日・祝日を除く)

障害者

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
認知症の人や知的・精神障害のある人など自己決定能力支援が必要な人々が自立した地域生活を送れるための支援について	(社福) 高知県社会福祉協議会	088-844-9019	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)
障害のある人やその家族が抱える権利擁護などの問題に関すること	高知県高齢者・障害者権利擁護センター	088-850-7770	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)
精神障害のある人の保健医療及び社会復帰などに関すること	高知県精神保健福祉センター 「心のテレ相談」	088-823-0600	月～金 13:00～15:00 (祝日、年末年始を除く)
	高知県子ども・福祉政策部 障害保健支援課	088-823-9669	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)
	県内各福祉保健所		月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)
	安芸福祉保健所 (健康障害課)	0887-34-3177	
	中央東福祉保健所 (健康障害課)	0887-53-3173	
	中央西福祉保健所 (健康障害課)	0889-22-1247	
須崎福祉保健所 (健康障害課)	0889-42-1875		
幡多福祉保健所 (健康障害課)	0880-34-5124		
高知市保健所健康増進課	088-803-8005		
高知市福祉事務所障がい福祉課	088-823-9378		

H I V感染者等

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
エイズ患者・H I V感染者・その他感染症に関すること	高知県健康政策部 健康対策課（感染症担当）	088-823-9677	月～金 8:30～17:15（年末年始、祝日を除く）
	県内各福祉保健所 安芸福祉保健所（健康障害課） 中央東福祉保健所（健康障害課） 中央西福祉保健所（健康障害課） 須崎福祉保健所（健康障害課） 幡多福祉保健所（健康障害課）	0887-34-3177 0887-52-4594 0889-22-1249 0889-42-1875 0880-34-5120	
	高知市保健所地域保健課	088-822-0477	
ハンセン病に関すること	高知県健康政策部 健康対策課（難病担当）	088-823-9678	月～金 8:30～17:15（年末年始、祝日を除く）
新型コロナウイルス感染症に関すること	高知県子ども・福祉政策部 人権・男女共同参画課	088-823-9804	月～金 8:30～12:00、13:00～17:15 （年末年始（12月29日～1月3日）、祝日を除く）
	（公財）高知県人権啓発センター	088-821-4681	

外国人

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
外国人の人権・生活相談	高知県外国人生活相談センター 「ココフォーレ」	088-821-6440	月～土 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)、 (対応言語：英語、中国語、韓国語、ベトナム語、インドネシア語等)
外国語による人権相談	法務省人権擁護局 「外国語人権相談ダイヤル」	0570-090-911 (ナビダイヤル)	平日 9:00～17:00 (対応言語：英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語)
外国人と外国人を雇用する事業所からの相談	高知県外国人生活相談センター 「ココフォーレ」	088-821-6440	月～土 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)、 (対応言語：英語、中国語、韓国語、ベトナム語、インドネシア語等)

災害と人権

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
災害時の人権への配慮に関する研修などについて	高知県教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課	088-821-4932	月～金 8:30～12:00、13:00～17:15 (年末年始(12月29日～1月3日)、祝日を除く)
	(公財)高知県人権啓発センター	088-821-4681	

性的指向・性自認

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
性的指向や性自認を理由とする様々な悩みや、日常生活のなかで直面する問題、不安や心配ごとに関する事	こうち男女共同参画センター「ソーレ」	088-854-8542	毎月第4土曜日 13:30～16:30

その他の人権課題

Ⅱ ハラスメント問題

相談内容	機関名	電話番号	相談時間
職場におけるハラスメント等に関する事	高知労働局雇用環境・均等室	088-885-6041	月～金 8:30～17:15(年末年始、祝日を除く)
職場におけるハラスメント等に関する事	高知県労働委員会	088-821-4645	月～金 8:30～17:15(年末年始、祝日を除く)